

奨学金の支給要領および受給資格・要件について
(2025年度東京大学-プリンストン大学合同ウィンタープログラム募集要項用)

2025.12

東京大学本部国際教育推進課

1. プログラム付属奨学金の申請方法

本文書をよく確認した上で、以下の奨学金受給希望調査フォームに必ず回答すること。締切までに奨学金受給希望調査フォームに回答がなかった場合、奨学金を希望しない者とみなす。

<https://forms.office.com/r/RvJawRtkNc>

※UTokyo アカウント (*数字 10 枠*@utac.u-tokyo.ac.jp) でログインすること。

2. プログラム付属奨学金の支給要領

本プログラム参加者には、以下の要領にて希望者に奨学金 12 万円（返済不要）を支給する。

(1) 奨学金の種類

奨学金の種類は、①日本学生支援機構（JASSO）の 2025 年度海外留学派遣支援制度（協定派遣）（以下、「JASSO 協定派遣奨学金」とする）または②公益財団法人 吉田育英会からの寄附による奨学金のいずれかとなる。①JASSO 協定派遣奨学金の対象とならない希望者（JASSO の定める要件 3.(1)(6)を満たさない希望者を含む）については、②公益財団法人 吉田育英会からの寄附による奨学金を支給する。JASSO の定める資格・要件の詳細については「3. JASSO 協定派遣による奨学金受給の資格及び要件」を参照すること。

(2) 支援内容及び支給基準・方法

原則として、いずれの奨学金についても、JASSO 協定派遣奨学金において JASSO が定める支援内容及び支給基準・方法に沿って、奨学金を支給する。（奨学金月額は以下の「派遣先地域による奨学金月額」参照）ただし、JASSO 協定派遣奨学金以外では、渡航支援金は支給しない。

(3) 渡航支援金（家計基準）（JASSO 協定派遣奨学金のみ）

特定の家計基準を満たすことを書類によって証明できる場合、月額の奨学金に加えて、「渡航支援金（家計基準）」16 万円を支給できる場合がある（JASSO 協定派遣奨学金の受給者のみ）。詳細は「奨学金受給希望調査」で受給を希望し、受給資格を満たす予定の学生に別途通知する。

(4) 他の奨学金との併給

他団体等から、本プログラム参加のために、プログラム付属奨学金で支給する月額以上の奨学金を受けている場合や、本プログラム参加のために「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【大学生等対象】～」の奨学金を受給している場合等は、プログラム付属奨学金を支給しない。（併給規定については、3.(7)参照）

3. JASSO 協定派遣による奨学金受給の資格及び要件

本学の正規の課程に学位取得もしくは卒業を目的に在籍し、本学が実施する奨学金支給割当を受けた派遣プログラムに参加を認める者で、次の(1)～(10)に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
- (2) 学生交流等に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- (3) 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
- (4) 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- (5) 派遣プログラム終了後、本学に戻り学業を継続し、本学の学位を取得する者又は卒業する者
- (6) 本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、本学における留学プログラムの学内選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上（3.00満点）である者。なお、前年度の成績がない場合は、原則、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。また、前年度の成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数が2.30以上あれば、同等とみなす。
 - ・学部1年次1学期目の者は、高等学校3年次の成績から算出する。
 - ・前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出する。

----- [成績評価係数の算出方法例] (UTAS 上で自動計算*される) -----

*UTASでの申請書提出後、本部国際教育推進課が学内選考時に使用する最新の成績にもとづく。そのため、学生の申請時点の成績から変更する可能性があることに留意すること。

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

成績評価					
4段階評価(パターン1)	一	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	一	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	一	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
5段階評価(パターン7)	5	4	3	2	1
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{〔評価ポイント3の単位数〕 \times 3 + 〔評価ポイント2の単位数〕 \times 2 + 〔評価ポイント1の単位数〕 \times 1 + 〔評価ポイント0の単位数〕 \times 0}{\text{総登録単位数}}$$

注意)履修した授業について単位制を採らない場合や、高等学校3年次の成績で計算する場合は、上記計算式の「単位数」をすべて「科目数」に置き換え、計算すること。

- (7) 本プログラム参加にあたり、他団体等（本学及び派遣先大学等を含む）から派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、他団体等からの奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

※1 : JASSO が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能である。なお、留学期間中の貸与を休止する場合は、国内の奨学金の担当部署（注1）において期日（注2）までに休止手続き（「異動願（休止）」の提出）を行うこと。継続希望の場合、「留学奨学金継続願」の提出は必要ない。

※2 : JASSO が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給は認められないため、必ず「給付奨学金」停止の手続きを行うこと。なお、留学期間中の給付を停止する場合は、国内の奨学金の担当部署（注1）を通じて、期日（注2）までに停止手続き（「異動願（停止）」の提出）を行うこと。

※3 : 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【大学生等対象】～」との併給は認められない。

- ※4：東京大学国際卓越大学院教育プログラム(WINGS)卓越 RA 奨励金 (WISE を含む)との併給は認められない。留学期間中の給付を停止する場合は、停止手続きを行うこと。
- ※5：「他団体等から派遣プログラム参加のための奨学金等」(以下、「他の奨学金」という。)とは派遣学生に直接支給されるものを指す。クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金は他の奨学金に該当する。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金には該当しない。
- ※6：他の奨学金が月額支給ではない場合は、月額に換算した額により確認すること。
- ※7：他の奨学金に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えないかを確認すること。
- ※8：プログラムの目的・目標達成および学生の学修(研究)に支障がないと大学等が判断した場合は、報酬を伴う研修やインターンシップ、アルバイト等についての収入は、金額に関わらず本制度の奨学金と併給可能である。
- ※9：他の奨学金を受ける際、奨学金等支給団体側が、併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。
- ※10：在籍大学等や他の団体から、留学する・しないに關係なく支給されている奨学金は、一部を除き、原則として他の奨学金には該当しないため、併給は可能であるが、奨学金支給団体側が併給を認めないので、当該団体ならびに国内の奨学金の担当部署(注1)に確認すること。
- ※11：上記の他、他団体等から受ける奨学金等の財源・性質等によっては、プログラム付属奨学金との併給を認めないので、了承の上申請すること。

(注1) ○教養学部生(前期・後期)の場合：教養学部等学生支援課奨学資金チーム
s-shikin.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

○それ以外の学生の場合：本部奨学厚生課奨学チーム
syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

(注2) 休止・停止を希望する場合は、休止・停止開始月の前月20日まで(ただし、教養学部生は奨学資金チームの指示に従うこと)

- (8) 奨学金支給団体(JASSO)及び本学が指定する報告書類に十分な内容を記載し、指定の期日までに提出できる者。また、派遣終了後のフォローアップ・進路状況調査等の依頼に協力できる者
- (9) 奨学金支給団体から依頼があった場合に、学内選考時に提出した情報(氏名・連絡先・所属等)を本学から提供することを了承できる者
- (10) 外務省の「海外安全ホームページ」上の海外安全情報(危険情報)「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ※派遣学生として登録する時点で、派遣先大学等の所在地が海外安全情報(危険情報)「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、本制度の派遣学生として登録することは認められない。また、留学期間中に海外安全情報(危険情報)「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせる。

派遣先地域による奨学金月額

地区	地域名・都市名	地区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額 120,000円 ※	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントンD.C.	乙地方 奨学金額 90,000円	<u>指定都市、甲地方、丙地方以外の地域</u> 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額 110,000円	<u>指定都市を除く下記地域</u> ・北米 ・中近東 ・欧州 (但し アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア <u>を除く</u>) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額 80,000円	<u>指定都市を除く下記地域</u> ・中南米 ・アフリカ (アビジャン <u>を除く</u>) ・アジア (但し カンボジア、ラオス、ベトナム、シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシア、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港 <u>を除く</u>) 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※本制度の指定都市について、派遣先大学等の住所表記に指定都市名が含まれる都市に限ることとしますので、ご留意ください。